

令和5年1月10日

住宅局参事官（建築企画担当）付

エレベーターへの戸開走行保護装置の設置率は32%

～戸開走行保護装置の設置状況を調査～

国土交通省では、建築基準法第12条第3項に基づく定期検査報告が行われたエレベーターを対象に、平成29年度より戸開走行保護装置の設置状況を調査しております。令和3年度に定期検査報告が行われた約74万台のうち、32%にあたる約24万台のエレベーターで戸開走行保護装置が設置されていました。

1. 背景

エレベーターの戸が開いたままかごが昇降し、利用者が乗場の戸の枠とかごの間に挟まれる事故を防ぐため、新設されるエレベーターには、戸開走行保護装置の設置が義務づけられています。

一方、平成21年9月28日より前に設置されたエレベーターは、全面的な撤去・新設を行うまでは戸開走行保護装置の設置義務はありませんが、安全性確保のため、建物の所有者・管理者向けのリーフレット（別添1）等により、設置を促進するとともに、定期的に設置状況の調査を行っているところです。

2. 調査結果の概要

（ ）は、前年度からの増減

(1) 定期検査報告が行われたエレベーター（令和3年度報告分：別紙1参照）

調査対象	エレベーター台数	戸開走行保護装置設置台数	うち任意設置 ^{※1}	設置率
定期検査報告	742,934 台 (+1,922 台)	238,154 台 (+21,274 台)	59,898 台 (+6,564 台)	32.1% (+2.8%)

(2) 中央官庁の庁舎等のエレベーター（令和4年4月1日時点：別紙2、3参照）

調査対象	エレベーター台数	戸開走行保護装置設置台数	うち任意設置 ^{※1}	設置率
中央官庁の庁舎	356 台 (±0 台)	135 台 (+10 台)	64 台 (+9 台)	37.9% (+2.8%)
国会の施設 ^{※2}	106 台 (±0 台)	17 台 (+1 台)	9 台 (±0 台)	16.0% (+0.9%)
地方公共団体の本庁舎	3,469 台 (+45 台)	1,945 台 (+130 台)	600 台 (+79 台)	56.1% (+3.1%)

※1 改修により任意で戸開走行保護装置が設置されたものの台数

※2 本館、分館、別館及び議員会館

3. 支援措置

既設エレベーターへの戸開走行保護装置の設置や、避難場所等に設置された既設エレベーターの閉じ込め防止と機能継続性の向上を図る工事等に対して、財政支援を実施しています（別添2参照）。

民間の所有者等が本財政支援を活用するためには、地方公共団体において、既設エレベーター改修に係る補助制度を整備している必要がありますので、詳細はエレベーターの存する地方公共団体にお問い合わせください。

問い合わせ先 国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）付 池町（39-513）、高久（39-576）
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8126 FAX 03-5253-1630

戸開走行保護装置設置状況調査結果(令和3年度に定期検査報告が行われたエレベーター)

都道府県	特定行政庁	全報告台数 (A)	設置台数 (B)	うち、任意設置**台数 (C)	設置率 (B/A)
01北海道	北海道	5,016	1,448	173	28.9%
01北海道	札幌市	19,290	5,189	1,268	26.9%
01北海道	函館市	1,278	372	91	29.1%
01北海道	旭川市	1,492	404	62	27.1%
01北海道	小樽市	708	161	54	22.7%
01北海道	室蘭市	340	68	1	20.0%
01北海道	釧路市	641	161	0	25.1%
01北海道	帯広市	686	166	25	24.2%
01北海道	北見市	459	133	27	29.0%
01北海道	苫小牧市	502	151	43	30.1%
01北海道	江別市	433	121	43	27.9%
01北海道 集計		30,845	8,374	1,787	27.1%
02青森県	青森県	956	308	16	32.2%
02青森県	青森市	966	295	92	30.5%
02青森県	弘前市	567	195	42	34.4%
02青森県	八戸市	613	183	51	29.9%
02青森県 集計		3,102	981	201	31.6%
03岩手県	岩手県	1,892	826	141	43.7%
03岩手県	盛岡市	1,557	481	179	30.9%
03岩手県 集計		3,449	1,307	320	37.9%
04宮城県	宮城県	1,842	738	92	40.1%
04宮城県	仙台市	9,282	2,313	729	24.9%
04宮城県	石巻市	297	150	21	50.5%
04宮城県	塩竈市	153	44	12	28.8%
04宮城県	大崎市	215	63	13	29.3%
04宮城県 集計		11,789	3,308	867	28.1%
05秋田県	秋田県	924	315	56	34.1%
05秋田県	秋田市	1,095	333	110	30.4%
05秋田県	横手市	122	32	4	26.2%
05秋田県 集計		2,141	680	170	31.8%
06山形県	山形県	1,790	636	108	35.5%
06山形県	山形市	1,035	277	155	26.8%
06山形県 集計		2,825	913	263	32.3%
07福島県	福島県	2,025	731	130	36.1%
07福島県	福島市	1,081	350	126	32.4%
07福島県	郡山市	1,348	388	92	28.8%
07福島県	いわき市	797	285	63	35.8%
07福島県 集計		5,251	1,754	411	33.4%
08茨城県	茨城県	2,947	991	175	33.6%
08茨城県	水戸市	1,421	401	90	28.2%
08茨城県	日立市	579	216	54	37.3%
08茨城県	土浦市	608	188	57	30.9%
08茨城県	古河市	318	119	16	37.4%
08茨城県	高萩市	54	12	2	22.2%
08茨城県	北茨城市	71	20	1	28.2%
08茨城県	取手市	330	135	46	40.9%
08茨城県	つくば市	1,525	538	139	35.3%
08茨城県	ひたちなか市	360	139	38	38.6%
08茨城県 集計		8,213	2,759	618	33.6%
09栃木県	栃木県	1,086	340	31	31.3%
09栃木県	宇都宮市	2,429	592	134	24.4%
09栃木県	足利市	390	97	29	24.9%
09栃木県	栃木市	221	78	14	35.3%
09栃木県	佐野市	235	61	10	26.0%
09栃木県	鹿沼市	153	61	9	39.9%
09栃木県	日光市	399	87	30	21.8%
09栃木県	小山市	472	157	34	33.3%
09栃木県	大田原市	157	46	6	29.3%

都道府県	特定行政庁	全報告台数 (A)	設置台数 (B)	うち、任意設置※台数 (C)	設置率 (B/A)
09栃木県	那須塩原市	277	79	16	28.5%
09栃木県 集計		5,819	1,598	313	27.5%
10群馬県	群馬県	1,660	506	96	30.5%
10群馬県	前橋市	1,193	337	79	28.2%
10群馬県	高崎市	1,401	455	151	32.5%
10群馬県	桐生市	247	64	17	25.9%
10群馬県	伊勢崎市	390	116	16	29.7%
10群馬県	太田市	482	160	2	33.2%
10群馬県	館林市	194	69	8	35.6%
10群馬県 集計		5,567	1,707	369	30.7%
11埼玉県	埼玉県	11,517	4,229	921	36.7%
11埼玉県	川口市	3,145	969	218	30.8%
11埼玉県	さいたま市	7,400	2,594	555	35.1%
11埼玉県	川越市	1,448	531	105	36.7%
11埼玉県	所沢市	1,486	535	161	36.0%
11埼玉県	越谷市	1,374	485	87	35.3%
11埼玉県	上尾市	694	309	47	44.5%
11埼玉県	草加市	1,016	370	77	36.4%
11埼玉県	春日部市	724	254	40	35.1%
11埼玉県	狭山市	511	192	57	37.6%
11埼玉県	新座市	678	221	50	32.6%
11埼玉県	熊谷市	690	171	34	24.8%
11埼玉県	久喜市	418	179	10	42.8%
11埼玉県 集計		31,101	11,039	2,362	35.5%
12千葉県	千葉県	4,261	1,532	304	36.0%
12千葉県	千葉市	6,068	2,015	576	33.2%
12千葉県	市川市	2,909	952	199	32.7%
12千葉県	船橋市	3,458	1,194	325	34.5%
12千葉県	松戸市	2,541	773	229	30.4%
12千葉県	柏市	2,179	829	168	38.0%
12千葉県	市原市	702	213	34	30.3%
12千葉県	佐倉市	516	164	26	31.8%
12千葉県	八千代市	862	340	105	39.4%
12千葉県	我孫子市	431	119	43	27.6%
12千葉県	浦安市	1,686	529	196	31.4%
12千葉県	木更津市	375	123	17	32.8%
12千葉県	流山市	780	408	25	52.3%
12千葉県	習志野市	984	418	79	42.5%
12千葉県	成田市	1,063	345	28	32.5%
12千葉県 集計		28,815	9,954	2,354	34.5%
13東京都	東京都	39,375	14,500	3,864	36.8%
13東京都	千代田区	6,449	1,996	1,091	31.0%
13東京都	中央区	7,864	2,405	1,063	30.6%
13東京都	港区	9,044	2,963	1,393	32.8%
13東京都	新宿区	8,172	2,505	1,051	30.7%
13東京都	文京区	4,307	1,282	433	29.8%
13東京都	台東区	6,804	2,062	731	30.3%
13東京都	北区	2,926	1,000	229	34.2%
13東京都	荒川区	2,154	685	187	31.8%
13東京都	品川区	4,694	1,574	482	33.5%
13東京都	目黒区	3,195	1,001	245	31.3%
13東京都	大田区	6,351	2,099	395	33.0%
13東京都	世田谷区	6,908	2,264	423	32.8%
13東京都	渋谷区	7,256	2,119	741	29.2%
13東京都	中野区	2,893	925	207	32.0%
13東京都	杉並区	3,856	1,218	258	31.6%
13東京都	豊島区	4,932	1,485	647	30.1%
13東京都	板橋区	4,246	1,362	284	32.1%
13東京都	練馬区	4,015	1,390	276	34.6%
13東京都	墨田区	4,512	1,590	377	35.2%
13東京都	江東区	4,859	1,636	451	33.7%

都道府県	特定行政庁	全報告台数 (A)	設置台数 (B)	うち、任意設置 [*] 台数 (C)	設置率 (B/A)
13東京都	足立区	3,698	1,275	303	34.5%
13東京都	葛飾区	2,468	812	273	32.9%
13東京都	江戸川区	4,339	1,246	414	28.7%
13東京都	八王子市	3,670	1,094	358	29.8%
13東京都	町田市	2,078	692	171	33.3%
13東京都	日野市	834	295	84	35.4%
13東京都	立川市	1,731	589	149	34.0%
13東京都	府中市	1,758	558	155	31.7%
13東京都	調布市	1,595	624	157	39.1%
13東京都	三鷹市	1,211	426	114	35.2%
13東京都	武蔵野市	1,640	544	171	33.2%
13東京都	国分寺市	756	272	75	36.0%
13東京都	西東京市	1,019	346	130	34.0%
13東京都	小平市	937	315	56	33.6%
13東京都 集計		172,546	57,149	17,438	33.1%
14神奈川県	神奈川県	4,323	1,266	198	29.3%
14神奈川県	横浜市	28,638	9,201	2,218	32.1%
14神奈川県	川崎市	12,244	4,305	712	35.2%
14神奈川県	横須賀市	1,871	509	154	27.2%
14神奈川県	藤沢市	2,547	961	190	37.7%
14神奈川県	相模原市	3,889	1,183	215	30.4%
14神奈川県	鎌倉市	838	254	47	30.3%
14神奈川県	厚木市	1,680	495	161	29.5%
14神奈川県	平塚市	1,240	399	102	32.2%
14神奈川県	小田原市	853	280	41	32.8%
14神奈川県	秦野市	504	163	49	32.3%
14神奈川県	茅ヶ崎市	830	309	60	37.2%
14神奈川県	大和市	1,295	414	81	32.0%
14神奈川県 集計		60,752	19,739	4,228	32.5%
15新潟県	新潟県	1,998	535	83	26.8%
15新潟県	新潟市	3,162	892	258	28.2%
15新潟県	長岡市	847	219	48	25.9%
15新潟県	三条市	302	59	16	19.5%
15新潟県	新発田市	195	41	3	21.0%
15新潟県	柏崎市	162	50	2	30.9%
15新潟県	上越市	410	115	17	28.0%
15新潟県 集計		7,076	1,911	427	27.0%
16富山県	富山県	1,202	392	84	32.6%
16富山県	富山市	1,858	590	132	31.8%
16富山県	高岡市	504	137	24	27.2%
16富山県 集計		3,564	1,119	240	31.4%
17石川県	石川県	604	220	64	36.4%
17石川県	金沢市	2,833	771	207	27.2%
17石川県	七尾市	248	46	10	18.5%
17石川県	小松市	321	103	15	32.1%
17石川県	白山市	230	62	5	27.0%
17石川県	野々市市	185	47	5	25.4%
17石川県	加賀市	391	51	16	13.0%
17石川県 集計		4,812	1,300	322	27.0%
18福井県	福井県	1,555	457	95	29.4%
18福井県	福井市	1,461	339	110	23.2%
18福井県 集計		3,016	796	205	26.4%
19山梨県	山梨県	1,924	588	111	30.6%
19山梨県	甲府市	960	233	78	24.3%
19山梨県 集計		2,884	821	189	28.5%
20長野県	長野県	3,652	1,074	256	29.4%
20長野県	長野市	1,445	410	135	28.4%
20長野県	松本市	1,097	353	260	32.2%
20長野県	上田市	468	130	23	27.8%
20長野県 集計		6,662	1,967	674	29.5%
21岐阜県	岐阜県	3,460	981	196	28.4%

都道府県	特定行政庁	全報告台数 (A)	設置台数 (B)	うち、任意設置※台数 (C)	設置率 (B/A)
21岐阜県	岐阜市	2,435	531	156	21.8%
21岐阜県	大垣市	551	138	33	25.0%
21岐阜県	各務原市	410	125	25	30.5%
21岐阜県 集計		6,856	1,775	410	25.9%
22静岡県	静岡県	5,692	1,598	344	28.1%
22静岡県	静岡市	3,868	1,259	259	32.5%
22静岡県	浜松市	3,156	940	208	29.8%
22静岡県	沼津市	1,101	308	58	28.0%
22静岡県	富士市	745	227	30	30.5%
22静岡県	富士宮市	278	107	25	38.5%
22静岡県	焼津市	318	108	22	34.0%
22静岡県 集計		15,158	4,547	946	30.0%
23愛知県	愛知県	12,423	3,924	910	31.6%
23愛知県	名古屋市	26,385	8,105	2,254	30.7%
23愛知県	豊橋市	1,172	351	105	29.9%
23愛知県	豊田市	1,807	571	163	31.6%
23愛知県	岡崎市	1,273	412	106	32.4%
23愛知県	一宮市	1,291	370	100	28.7%
23愛知県	春日井市	1,248	390	98	31.3%
23愛知県 集計		45,599	14,123	3,736	31.0%
24三重県	三重県	2,064	632	128	30.6%
24三重県	四日市市	1,313	401	126	30.5%
24三重県	津市	971	337	76	34.7%
24三重県	鈴鹿市	535	145	27	27.1%
24三重県	松阪市	367	103	21	28.1%
24三重県	桑名市	465	141	22	30.3%
24三重県 集計		5,715	1,759	400	30.8%
25滋賀県	滋賀県	1,299	400	43	30.8%
25滋賀県	大津市	1,510	442	82	29.3%
25滋賀県	彦根市	365	120	25	32.9%
25滋賀県	長浜市	249	79	10	31.7%
25滋賀県	近江八幡市	196	42	2	21.4%
25滋賀県	草津市	890	240	33	27.0%
25滋賀県	守山市	302	113	34	37.4%
25滋賀県	東近江市	212	56	6	26.4%
25滋賀県 集計		5,023	1,492	235	29.7%
26京都府	京都府	3,041	1,047	135	34.4%
26京都府	京都市	14,114	5,150	1,035	36.5%
26京都府	宇治市	607	183	24	30.1%
26京都府 集計		17,762	6,380	1,194	35.9%
27大阪府	大阪府	5,941	1,847	426	31.1%
27大阪府	大阪市	44,490	13,765	4,066	30.9%
27大阪府	堺市	4,163	1,413	282	33.9%
27大阪府	東大阪市	3,139	906	192	28.9%
27大阪府	豊中市	2,955	972	233	32.9%
27大阪府	吹田市	3,574	1,281	296	35.8%
27大阪府	高槻市	1,517	622	126	41.0%
27大阪府	守口市	952	298	71	31.3%
27大阪府	枚方市	1,711	615	140	35.9%
27大阪府	八尾市	1,139	341	63	29.9%
27大阪府	寝屋川市	924	306	64	33.1%
27大阪府	茨木市	1,924	685	110	35.6%
27大阪府	岸和田市	662	202	54	30.5%
27大阪府	箕面市	878	250	64	28.5%
27大阪府	門真市	630	201	50	31.9%
27大阪府	池田市	694	208	57	30.0%
27大阪府	和泉市	675	220	39	32.6%
27大阪府	羽曳野市	306	96	15	31.4%
27大阪府 集計		76,274	24,228	6,348	31.8%
28兵庫県	兵庫県	3,033	889	163	29.3%
28兵庫県	神戸市	14,301	4,090	1,223	28.6%

都道府県	特定行政庁	全報告台数 (A)	設置台数 (B)	うち、任意設置※台数 (C)	設置率 (B/A)
28兵庫県	尼崎市	3,061	941	203	30.7%
28兵庫県	姫路市	2,628	761	127	29.0%
28兵庫県	西宮市	3,571	1,181	319	33.1%
28兵庫県	伊丹市	1,047	361	98	34.5%
28兵庫県	明石市	1,537	430	98	28.0%
28兵庫県	加古川市	743	285	63	38.4%
28兵庫県	宝塚市	1,175	355	92	30.2%
28兵庫県	川西市	480	167	29	34.8%
28兵庫県	三田市	517	140	40	27.1%
28兵庫県	芦屋市	939	297	61	31.6%
28兵庫県	高砂市	212	67	24	31.6%
28兵庫県 集計		33,244	9,964	2,540	30.0%
29奈良県	奈良県	2,277	656	118	28.8%
29奈良県	奈良市	1,874	644	158	34.4%
29奈良県	橿原市	505	137	28	27.1%
29奈良県	生駒市	405	137	36	33.8%
29奈良県 集計		5,061	1,574	340	31.1%
30和歌山県	和歌山県	1,643	531	94	32.3%
30和歌山県	和歌山市	1,841	564	127	30.6%
30和歌山県 集計		3,484	1,095	221	31.4%
31鳥取県	鳥取県	366	94	13	25.7%
31鳥取県	鳥取市	637	205	46	32.2%
31鳥取県	米子市	617	208	48	33.7%
31鳥取県	倉吉市	143	34	3	23.8%
31鳥取県 集計		1,763	541	110	30.7%
32島根県	島根県	638	194	23	30.4%
32島根県	松江市	882	250	50	28.3%
32島根県	出雲市	336	139	14	41.4%
32島根県 集計		1,856	583	87	31.4%
33岡山県	岡山県	883	340	64	38.5%
33岡山県	岡山市	4,313	1,446	264	33.5%
33岡山県	倉敷市	1,436	512	83	35.7%
33岡山県	津山市	287	104	26	36.2%
33岡山県	玉野市	113	32	3	28.3%
33岡山県	総社市	121	46	8	38.0%
33岡山県	新見市	28	8	0	28.6%
33岡山県	笠岡市	118	40	11	33.9%
33岡山県 集計		7,299	2,528	459	34.6%
34広島県	広島県	1,449	454	89	31.3%
34広島県	広島市	11,491	3,268	945	28.4%
34広島県	呉市	1,055	247	64	23.4%
34広島県	三原市	313	75	21	24.0%
34広島県	尾道市	389	138	18	35.5%
34広島県	福山市	1,813	585	138	32.3%
34広島県	東広島市	667	193	44	28.9%
34広島県	廿日市市	477	154	41	32.3%
34広島県 集計		17,654	5,114	1,360	29.0%
35山口県	山口県	780	266	42	34.1%
35山口県	下関市	1,148	303	66	26.4%
35山口県	山口市	800	274	76	34.3%
35山口県	宇部市	660	212	45	32.1%
35山口県	周南市	581	189	48	32.5%
35山口県	防府市	325	73	16	22.5%
35山口県	萩市	105	22	5	21.0%
35山口県	岩国市	425	109	17	25.6%
35山口県 集計		4,824	1,448	315	30.0%
36徳島県	徳島県	1,403	448	393	31.9%
36徳島県	徳島市	1,791	485	126	27.1%
36徳島県 集計		3,194	933	519	29.2%
37香川県	香川県	1,865	585	108	31.4%

都道府県	特定行政庁	全報告台数 (A)	設置台数 (B)	うち、任意設置 [*] 台数 (C)	設置率 (B/A)
37香川県	高松市	2,854	777	235	27.2%
37香川県 集計		4,719	1,362	343	28.9%
38愛媛県	愛媛県	1,530	428	54	28.0%
38愛媛県	松山市	3,849	1,040	212	27.0%
38愛媛県	今治市	578	152	20	26.3%
38愛媛県	新居浜市	436	111	14	25.5%
38愛媛県	西条市	281	75	5	26.7%
38愛媛県 集計		6,674	1,806	305	27.1%
39高知県	高知県	1,014	324	53	32.0%
39高知県	高知市	2,179	552	159	25.3%
39高知県 集計		3,193	876	212	27.4%
40福岡県	福岡県	7,691	2,608	408	33.9%
40福岡県	福岡市	20,138	6,484	1,734	32.2%
40福岡県	北九州市	6,904	2,461	891	35.6%
40福岡県	久留米市	1,729	524	133	30.3%
40福岡県	大牟田市	459	126	23	27.5%
40福岡県 集計		36,921	12,203	3,189	33.1%
41佐賀県	佐賀県	1,569	624	98	39.8%
41佐賀県	佐賀市	1,081	413	112	38.2%
41佐賀県 集計		2,650	1,037	210	39.1%
42長崎県	長崎県	1,792	557	120	31.1%
42長崎県	長崎市	3,276	980	293	29.9%
42長崎県	佐世保市	1,278	444	196	34.7%
42長崎県 集計		6,346	1,981	609	31.2%
43熊本県	熊本県	1,844	724	131	39.3%
43熊本県	熊本市	4,979	1,824	394	36.6%
43熊本県	八代市	287	89	17	31.0%
43熊本県	天草市	165	51	13	30.9%
43熊本県 集計		7,275	2,688	555	36.9%
44大分県	大分県	691	221	68	32.0%
44大分県	大分市	2,910	898	130	30.9%
44大分県	別府市	1,027	301	44	29.3%
44大分県	中津市	218	58	0	26.6%
44大分県	日田市	200	51	12	25.5%
44大分県	佐伯市	128	48	5	37.5%
44大分県	宇佐市	88	24	4	27.3%
44大分県 集計		5,262	1,601	263	30.4%
45宮崎県	宮崎県	546	216	29	39.6%
45宮崎県	宮崎市	2,253	727	190	32.3%
45宮崎県	都城市	434	127	2	29.3%
45宮崎県	延岡市	354	115	28	32.5%
45宮崎県	日向市	109	43	8	39.4%
45宮崎県 集計		3,696	1,228	257	33.2%
46鹿児島県	鹿児島県	2,379	733	193	30.8%
46鹿児島県	鹿児島市	4,863	1,763	401	36.3%
46鹿児島県	霧島市	1	1	0	100.0%
46鹿児島県 集計		7,243	2,497	594	34.5%
47沖縄県	沖縄県	2,958	1,540	171	52.1%
47沖縄県	那覇市	3,225	1,232	144	38.2%
47沖縄県	浦添市	520	234	25	45.0%
47沖縄県	宜野湾市	511	249	24	48.7%
47沖縄県	沖縄市	518	250	14	48.3%
47沖縄県	うるま市	228	110	5	48.2%
47沖縄県 集計		7,960	3,615	383	45.4%
総計		742,934	238,154	59,898	32.1%

※任意設置：改修により任意で戸開走行保護装置が設置されたもの

中央官庁庁舎におけるエレベーターの戸開走行保護装置設置状況調査結果(令和4年4月1日時点)

建物名	エレベーター 台数 (A)	戸開走行保護装置 設置台数 (B)	うち 任意設置※台数 (C)	戸開走行保護装置 設置率 (B/A)	令和4年度 設置予定台数
中央合同庁舎第1号館	20	14	4	70.0%	0
中央合同庁舎第2号館	27	5	5	18.5%	0
中央合同庁舎第3号館	14	4	4	28.6%	1
中央合同庁舎第4号館	13	13	4	100.0%	-
中央合同庁舎第5号館	20	20	6	100.0%	-
中央合同庁舎第5号館別館	4	0	0	0.0%	0
中央合同庁舎第6号館	50	17	15	34.0%	2
中央合同庁舎第7号館	49	16	16	32.7%	0
中央合同庁舎第8号館	9	9	0	100.0%	-
財務省本庁舎	10	0	0	0.0%	0
外務省本庁舎	22	1	0	4.5%	0
防衛省市ヶ谷庁舎	70	8	0	11.4%	0
経済産業省本館	12	12	0	100.0%	-
経済産業省別館	12	2	2	16.7%	0
内閣府本庁舎	4	4	0	100.0%	-
内閣府本庁舎別館	2	0	0	0.0%	0
警察総合庁舎	4	0	0	0.0%	0
特許庁庁舎	14	10	8	71.4%	4
合計	356	135	64	37.9%	7

※任意設置:改修により任意で戸開走行保護装置が設置されたもの。

国会の施設におけるエレベーターの戸開走行保護装置設置状況調査結果(令和4年4月1日時点)

建物名	エレベーター 台数 (A)	戸開走行保護装置 設置台数 (B)	うち 任意設置※台数 (C)	戸開走行保護装置 設置率 (B/A)	令和4年度 設置予定台数
衆議院 国会議事堂	14	3	0	21.4%	0
衆議院 分館	4	0	0	0.0%	1
衆議院 第一別館	2	0	0	0.0%	0
衆議院 第二別館	7	0	0	0.0%	0
衆議院 議員会館	39	2	0	5.1%	0
参議院 国会議事堂	11	2	0	18.2%	2
参議院 分館	4	4	4	100.0%	-
参議院 別館	2	2	2	100.0%	-
参議院 第二別館	6	3	3	50.0%	3
参議院 議員会館	17	1	0	5.9%	0
合計	106	17	9	16.0%	6

※任意設置:改修により任意で戸開走行保護装置が設置されたもの。

地方公共団体の本庁舎におけるエレベーターの戸開走行保護装置設置状況調査結果(令和4年4月1日時点)

都道府県名	エレベーター 台数 (A)	戸開走行保護装置 設置台数 (B)	うち 任意設置※台数 (C)	戸開走行保護装置 設置率 (B/A)	令和4年度 設置予定台数
01 北海道	161	81	26	50.3%	7
02 青森県	47	25	5	53.2%	2
03 岩手県	51	32	13	62.7%	0
04 宮城県	54	30	20	55.6%	0
05 秋田県	45	27	5	60.0%	0
06 山形県	56	45	5	80.4%	0
07 福島県	63	46	15	73.0%	2
08 茨城県	101	50	8	49.5%	0
09 栃木県	70	35	3	50.0%	0
10 群馬県	83	28	12	33.7%	1
11 埼玉県	160	96	11	60.0%	4
12 千葉県	143	66	14	46.2%	3
13 東京都	298	188	45	63.1%	8
14 神奈川県	131	93	27	71.0%	5
15 新潟県	74	37	12	50.0%	1
16 富山県	28	13	3	46.4%	0
17 石川県	45	22	13	48.9%	0
18 福井県	45	24	2	53.3%	1
19 山梨県	28	15	1	53.6%	1
20 長野県	94	62	14	66.0%	1
21 岐阜県	75	39	11	52.0%	1
22 静岡県	78	27	18	34.6%	3
23 愛知県	136	79	28	58.1%	0
24 三重県	58	22	10	37.9%	2
25 滋賀県	48	21	16	43.8%	0
26 京都府	62	27	5	43.5%	2
27 大阪府	175	47	23	26.9%	9
28 兵庫県	116	68	33	58.6%	4
29 奈良県	54	28	11	51.9%	0
30 和歌山県	33	14	4	42.4%	0
31 鳥取県	22	14	3	63.6%	0
32 島根県	22	10	5	45.5%	1
33 岡山県	52	27	17	51.9%	0
34 広島県	71	45	15	63.4%	5
35 山口県	41	30	4	73.2%	2
36 徳島県	43	32	15	74.4%	0
37 香川県	39	27	8	69.2%	1
38 愛媛県	47	30	7	63.8%	0
39 高知県	36	33	7	91.7%	0
40 福岡県	121	68	29	56.2%	3
41 佐賀県	41	30	8	73.2%	0
42 長崎県	40	26	9	65.0%	0
43 熊本県	70	42	10	60.0%	0
44 大分県	42	34	18	81.0%	2
45 宮崎県	40	26	2	65.0%	0
46 鹿児島県	60	34	10	56.7%	2
47 沖縄県	70	50	20	71.4%	0
合計	3,469	1,945	600	56.1%	73

※任意設置:改修により任意で二重ブレーキが設置されたもの。

知っていますか？

安全マーク表示制度とは

エレベーターに「戸開走行保護装置」や「地震時管制運転装置」が設置されていることをエレベーターの利用者が容易に把握できるよう、それぞれの装置が設置済みであることを示す安全マーク（エレベーター安全装置設置済みマーク）を表示する任意の制度です。

安全マーク（エレベーター安全装置設置済みマーク）と安全装置について



「戸開走行保護装置」
設置済みマーク

戸開走行保護装置とは

駆動装置や制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合などに、自動的にかごを制止し人が挟まれることを防止します。



「地震時管制運転装置」
設置済みマーク

地震時管制運転装置とは

地震発生初期の微振動（P波）を感知し、本震（S波）が到達する前に、最寄り階に自動運転することにより、人がかご内へ閉じ込められることを防止します。

安全マークを
表示するには

エレベーターの所有者・管理者の方が、エレベーター製造会社又は保守点検会社に、マーク表示の依頼（承諾書の発行）をすることで安全マークを表示することができます。

※詳しくは、エレベーター製造会社若しくは保守点検会社にお問い合わせください。

国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）付
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
03-5253-8126



もしもの
備えに！

エレベーターの 戸開走行・地震対策

戸開走行



平成21年9月28日以降の
エレベーターには戸開走行保護装置
の設置が義務化

閉じ込め



耐震対策や防災キャビネットなどの
地震時に有効な対策は大丈夫？

！エレベーターの所有者・管理者の皆様へ

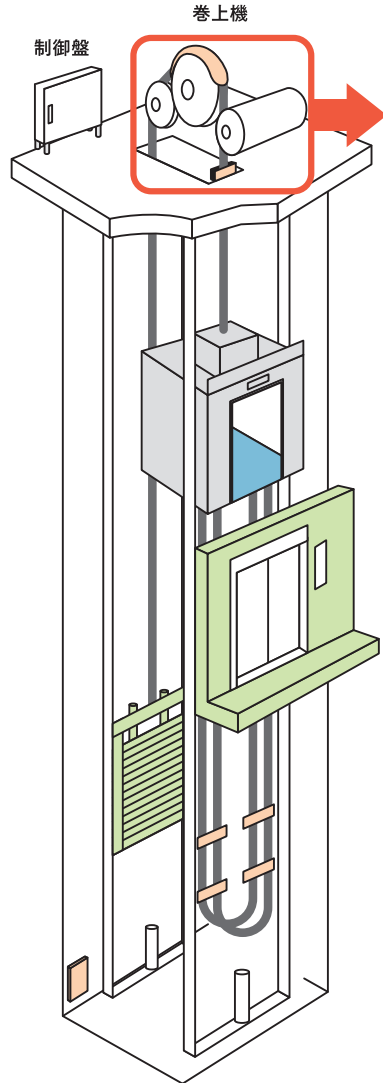
エレベーターの安全対策に対する補助制度を活用しよう！

所有者が実施するエレベーターの安全対策（戸開走行保護装置や地震時管制運転装置の設置、耐震補強措置等）に対して、地方公共団体が費用の一部の補助を用意している場合がありますので、お近くの市役所等にご相談ください。

エレベーターの戸が開いたままかごが上昇し、利用者が乗場の戸の枠と
 防止するため、平成21年9月28日に「戸開走行保護装置」や「地震時管
 制運転装置」の設置等が義務付けられるなど、基準が強化されています。
 利用者の安全、安心のため、以下の安全対策を実施しましょう！

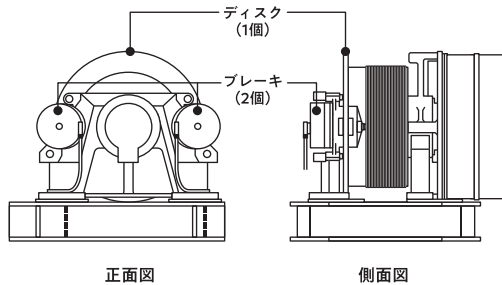
戸開走行保護装置を設置しましょう！

エレベーターの戸が開いた状態で走行した場合に、そのことを検知して直ちに緊急
 停止させる装置で、利用者が乗場の戸の枠とかごの間に挟まれる事故を防ぎます。



① 二重系ブレーキ ※ 常時作動型二重系ブレーキの場合

主たるブレーキと機械的に独立させた
 補助ブレーキを設ける。



② 検出装置

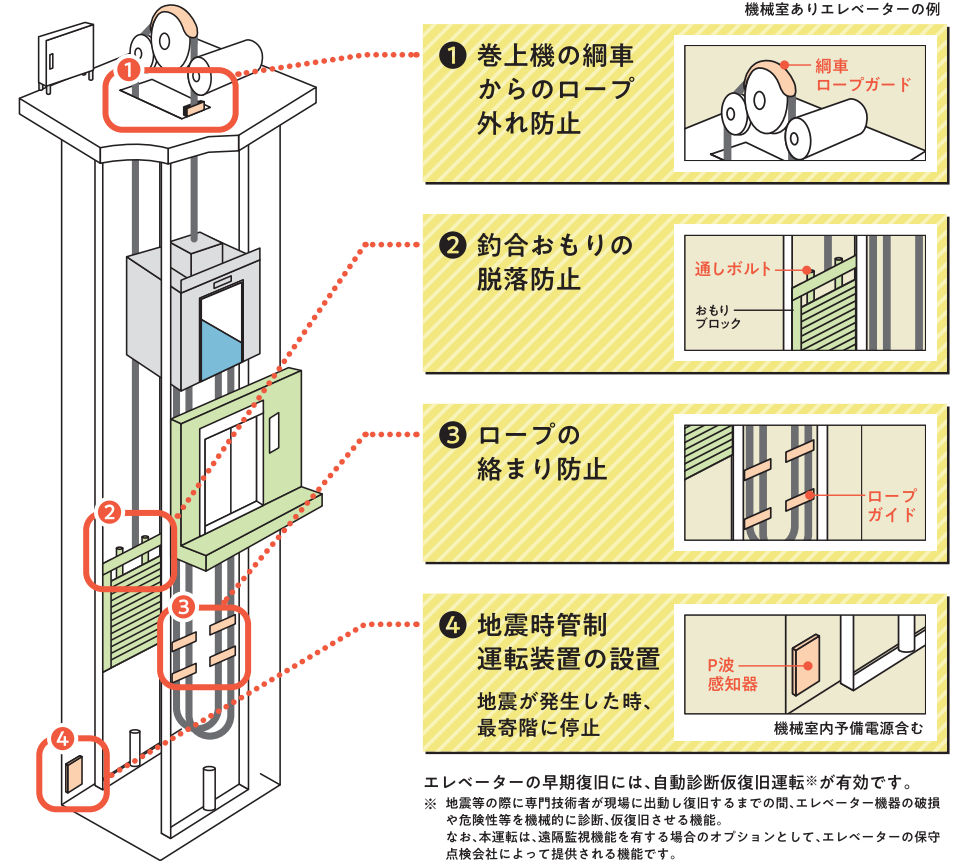
戸の開閉状況を検出するかご戸・乗場
 戸スイッチに加え、かごが乗場から一定距離
 以上移動した場合に感知する特定距離感知
 装置を設けることにより、戸開走行を検出
 する。

③ 独立した安全制御プログラム

通常制御プログラムが故障しても、安全に
 エレベーターを制御して停止させることが
 できる。

地震時に有効な対策を実施しましょう！

地震時に起こる閉じ込め防止や故障・損傷を軽減するための対策です。
 平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、ロープの外れ等が発生しています。



機械室ありエレベーターの例

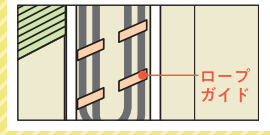
① 巻上機の綱車
 からのロープ
 外れ防止



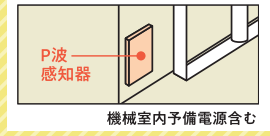
② 釣合おもりの
 脱落防止



③ ロープの
 絡まり防止



④ 地震時管制
 運転装置の設置
 地震が発生した時、
 最寄階に停止



エレベーターの早期復旧には、自動診断復旧運転※が有効です。
 ※ 地震等の際に専門技術者が現場に出動し復旧するまでの間、エレベーター機器の破損
 や危険性等を機械的に診断、復旧させる機能。
 なお、本運転は、遠隔監視機能を有する場合のオプションとして、エレベーターの保守
 点検会社によって提供される機能です。

防災キャビネットを 設置しましょう！

地震などにより、やむなく長時間にわたるエレベーターへ
 の閉じ込めが発生する状況を想定し、防災グッズを事前
 にエレベーター内に設置することのできる「防災キャ
 ネット」の設置が推奨されています。



- 防災キャビネットの中身
- 手回し充電ライト
 - 非常用飲料水
 - 非常用食料
 - 袋式トイレ
 - アルミブランケット
 - ボンチョ
 - プラスチック扇子
 - ホイッスル
 - ケミカルライト
 - 救急用品 など

エレベーターの防災対策改修事業

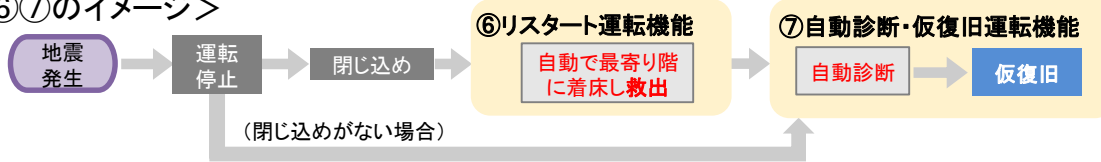
(住宅・建築物安全ストック形成事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業)

1. 事業対象

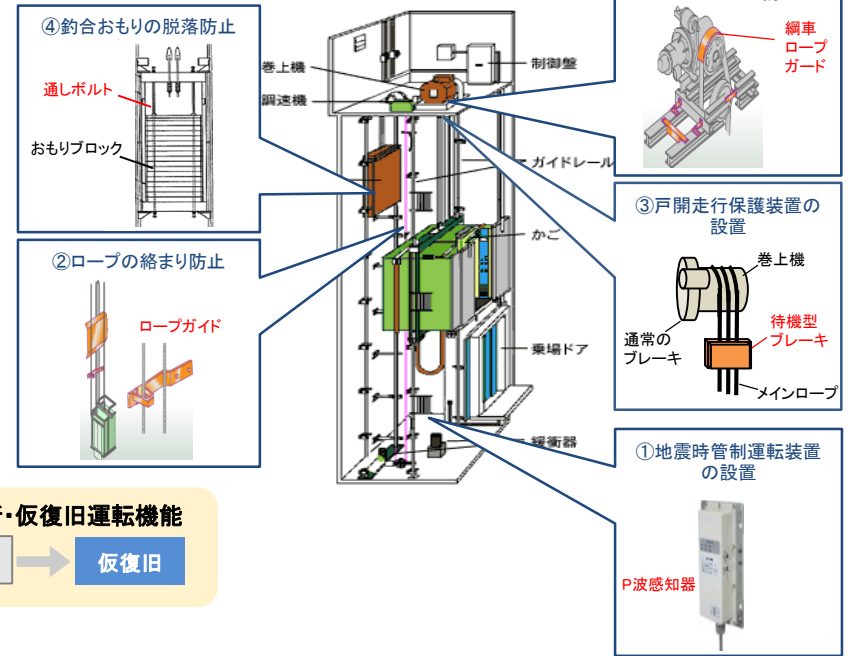
既設のエレベーターについて行う、次に掲げる改修工事

- ①地震時管制運転装置の設置(令第129条の10第3項第2号関係)
- ②主要機器の耐震補強措置(令第129条の4第3項第3号・第4号、
令第129条の7第5号、令第129条の8第1項関係)
- ③戸開走行保護装置の設置(令第129条の10第3項第1号関係)
- ④釣合おもりの脱落防止措置(令第129条の4第3項第5号関係)
- ⑤主要な支持部分の耐震化(令第129条の4第3項第6号関係)
- ⑥リスタート運転機能の追加【令和4・5年度】
- ⑦自動診断・仮復旧運転機能の追加【令和4・5年度】
※地方公共団体と協定を結んだ避難場所等となる建築物のみ対象

<⑥⑦のイメージ>



<①～⑤の例>



2. 事業要件

エリア 三大都市圏、人口5万人以上の市、地方公共団体が指定する区域

- 建築物**
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第18号に規定する特定建築物*であること。
※:学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム、その他政令で定める建築物
 - ・延べ面積1,000㎡(幼稚園、保育所及び地方公共団体等と災害時の協定等を締結されている建築物は500㎡)以上
 - ・エレベーターを修繕項目として定めた長期修繕計画又は維持保全計画を作成していること。
 - ・構造躯体が地震に対して安全な構造であること(住宅・建築物の耐震改修により安全を確保するものを含む)。

3. 補助率・補助限度額

	事業対象 ①～⑤	事業対象 ⑥⑦
地方公共団体による直轄事業	工事費(950万円を限度)×国11.5%	工事費(300万円を限度)×国11.5%
民間事業者等に対する補助事業	工事費(950万円を限度)×23.0% (国11.5%+地方11.5%)	工事費(300万円を限度)×11.5% (国11.5%+地方0%)
※地方公共団体における制度の整備が必要	※国の補助額は、上記の額と地方公共団体が補助する額の1/2のいずれか低い額	※地方公共団体経由の補助